

令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)
申請書(請求書)

給付市区町村
大崎上島町長 殿



裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

【本様式で申請が可能な方】

以下のいずれの要件も満たす方

- 令和7年1月1日時点で大崎上島町に住民登録がある方(大崎上島町に住民登録がない場合は、前住所地にお問合せください)
- 令和6年分所得税及び令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ(本人として、定額減税の対象外であること)
- 税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者(白色)の方、合計所得金額48万円超の方(扶養親族等としても定額減税の対象外であること)
- 低所得世帯向け給付(令和5年度非課税世帯給付金(7万円)又は均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和6年度非課税世帯ならびに均等割のみ課税世帯給付金(10万円))の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ()

令和5年12月1日時点の住所	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(下記に住所をご記入ください)
	住所:

令和6年1月1日時点の住所	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(下記に住所をご記入ください)
	住所:

令和6年6月3日時点の住所	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる(下記に住所をご記入ください)
	住所:

※現住所と異なる場合は、当時お住まいだった住所を必ず記入してください。給付要件の該当有無を審査する際に必要な情報となります。
必要な情報の記入がない場合、審査が遅れる場合がございます。

2. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。 ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

【振込口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限ります ※通帳の表記に合わせてください
1. 銀行 5. 農協 2. 金庫 6. 漁協 3. 信組 7. 信漁連 4. 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。	1 ※		

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、☐にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 下記の給付要件に該当する場合、原則4万円(※)が給付されます。大崎上島町における審査の結果、給付要件に該当しなかった場合には定額減税補足給付金(不足額給付)は給付されません。

※個別の事由により、3万円又は1万円になる場合がございます。(例)令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円 等

【給付要件】

以下のいずれかの条件を満たすこと

(1)令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者のうち、定額減税補足給付金(当初調整給付)の給付対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

(2)地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者で、定額減税及び定額減税補足給付金(当初調整給付)の対象とならず、また、令和5年度、令和6年度に実施された低所得世帯向け給付を受給しなかった

- ② 以下のいずれにも該当しません。

(1)令和6年度に実施された定額減税の対象であった

(2)低所得世帯向け給付(令和5年度非課税世帯給付金(7万円)又は均等割のみ課税世帯給付金(10万円)、令和6年度非課税世帯ならびに均等割のみ課税化世帯給付(10万円))の対象世帯の世帯主・世帯員であった

(3)令和6年度に実施された、定額減税補足給付金(当初調整給付)を本人分または扶養親族等分として受給対象であった

- ③ 定額減税補足給付金(不足額給付)の給付要件の該当性等を審査するため、大崎上島町が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。

- ④ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

- ⑤ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

- ⑥ この申請書は、大崎上島町において給付決定をした後は、本給付金の請求書として取り扱います。

- ⑦ 申請期限(令和7年11月28日)までに申請書(請求書)を提出した後、申請内容に不備等があり大崎上島町が定める期限までに必要な修正・書類の提出等の不備が解消されない場合に、本給付金が給付されないことに同意します。

- ⑧ 大崎上島町が給付決定をした後、申請書(請求書)の不備等による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和7年11月28日までに大崎上島町が申請・請求者に連絡・確認ができない場合に、本給付金が給付されないことに同意します。

- ⑨ 給付金の給付後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の給付要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

- ☐ 令和7年度定額減税補足給付金(不足額給付)申請書(請求書)(本書)

※必要事項をご記入ください。

- ☐ 申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 振込口座を確認できる書類の写し(コピー)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 令和6年度個人住民税の納税通知書または課税証明書の写し(コピー)

※給付要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

- ☐ 令和6年分所得税の源泉徴収票または確定申告書の控え

※受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。

※確定申告書の写しは税務署が受付したことがわかるもの(申告書等送信票、税務署窓口で受領するリーフレット等)をご用意ください。

- ☐ 事業主が“青色申告”である場合、令和6年分確定申告書の控え、青色専従者給与に関する届出書または青色申告決算書

- ☐ 事業主が“白色申告”である場合、令和6年分確定申告書の控え、収支内訳書

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名